

## 倶知安町宿泊税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

倶知安町宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年倶知安町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定の前に次のように加える。

第1条中「費用」の次に「及び第11条の2第1項に規定する納入に要する費用」を加える。

第7条の改正規定の次に次のように加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（税額控除）

第7条の2 宿泊税の納税義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
- (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
- (3) 5万円以上のもの 500円

第11条の次に次の1条を加える。

（特別徴収義務者のための納入）

第11条の2 町は、第7条の2の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかつた金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうちその控除することができなかつた金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

2 前項の規定による納入が行われた場合において、町長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

附則中第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

（徴収の方法の特例）

5 北海道が町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（道宿泊税に係る督促、滞納処分等）

6 町長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を發し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(道宿泊税の税率変更に伴う所要の修正)

7 第7条の2の規定については、道宿泊税の税率が変更された場合には、所要の修正を加えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

改正前の条例は、北海道による宿泊税導入に伴い、道宿泊税相当額を道に交付するために、道宿泊税を含む町宿泊税を徴収することとしていた。改正案では、道宿泊税を含まない町宿泊税について規定し、道の賦課徴収権は町が受任することとし、町内で両方の課税対象となる町道宿泊税を併せて賦課徴収できる仕組みとするため、必要な改正を行うものである。